

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイト に制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に 制度を記載	ウ. 就学案内の書類に 記載又は就学案内の書類 とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に 学校で就学援助制度の書類 を配布	オ. 学校の入学説明会で 就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学 援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に 学校で就学援助制度の 書類を配布	ク. 民生委員やスクール ソーシャルワーカー等から 案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、 期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けて おり、年度当初分から 援助	ウ. 随時申請を受け付 けており、締切を過ぎ た申請の場合は申請月 や認定月以降分から 援助	エ. その他 →(4)	
43	43	41	39	16	6	17	32	43	0	10	10	1	2	37	3	3
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○							○	申請締切を設定している一般申請と、一般申請の締切を過ぎた随時申請がある。一般申請は年度当初から援助し、随時申請は申請日から援助する。 (月ごとの援助ではない)
大阪府	堺市	○	○	○			○	○		○	就学前健康診断の案内をする際に、入学準備金(早期支給)の案内を同封している。			○		
大阪府	岸和田市	○	○				○	○		○	就学奨励費申請時期前(4月下旬～5月上旬)に学校で全児童生徒の保護者に案内文書を配布。			○		
大阪府	豊中市	○	○	○		○		○				○				
大阪府	池田市	○	○	○		○	○	○						○		
大阪府	吹田市	○	○	○		○		○						○		
大阪府	泉大津市	○	○	○			○	○		○	転(編)入学時に教育委員会窓口および各学校で説明を行う。			○		
大阪府	高槻市	○	○	○				○						○		
大阪府	貝塚市	○	○				○	○		○	小学校入学準備費の案内について、就学時健診通知に同封。			○		
大阪府	守口市	○	○	○				○						○		
大阪府	枚方市	○	○	○			○	○							○	通常時はウだが、昨年度および今年度は新型コロナウイルス感染拡大への経済的支援としてイの方針で実施している。
大阪府	茨木市	○	○	○		○	○	○						○		
大阪府	八尾市	○	○				○	○						○		
大阪府	泉佐野市	○	○				○	○						○		
大阪府	富田林市	○	○		○		○	○						○		
大阪府	寝屋川市	○	○	○		○	○	○		○	生活保護が廃止になった保護者へ生活保護担当課から案内			○		
大阪府	河内長野市	○	○				○	○		○	各学校に対して制度を書面で周知				○	本市であらかじめ設定した申請期間内に申請があった分を当初申請として受付し、年度当初分から援助。その申請期間以降に申請があった分や、年度途中の転入等により申請があった分については随時申請として受付し、申請月や認定月以降分から援助。
大阪府	松原市	○	○			○	○	○						○		
大阪府	大東市	○	○				○	○		○	市庁舎内モニターに案内を掲載			○		
大阪府	和泉市	○	○				○	○						○		
大阪府	箕面市	○	○			○	○	○						○		
大阪府	柏原市	○	○		○	○	○	○		○	学校事務職員向けに説明会を実施			○		
大阪府	羽曳野市	○	○				○	○						○		
大阪府	門真市	○	○				○	○						○		
大阪府	摂津市	○	○	○			○	○						○		
大阪府	高石市	○	○	○			○	○						○		
大阪府	藤井寺市	○	○				○	○						○		
大阪府	東大阪市	○	○	○			○	○						○		
大阪府	泉南市	○	○		○			○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
大阪府	四條畷市	○	○			○		○					○			
大阪府	交野市	○	○	○			○	○					○			
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○		○					○			
大阪府	阪南市	○	○		○	○		○		○	就学通知発送時に同封		○			
大阪府	島本町	○	○					○		○	毎年度5月に学校を通じて全ての家庭に就学援助制度の書類を配布。		○			
大阪府	豊能町					○	○	○					○			
大阪府	能勢町	○	○	○		○	○	○					○			
大阪府	忠岡町	○	○				○	○					○			
大阪府	熊取町	○	○					○					○			
大阪府	田尻町	○	○					○					○			
大阪府	岬町	○					○	○					○			
大阪府	太子町	○	○			○	○	○					○			
大阪府	河南町	○				○	○	○					○			
大阪府	千早赤阪村					○	○	○					○			

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法									
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫	
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)			
43	43	6	12	25	0	0	0	7	7	30	
大阪府	大阪市	○								日本語以外7ヶ国語のパンフレットを作成、申請書・パンフレット等ルビ入り版も作成	
大阪府	堺市							○	希望者は学校・各区役所に申請書を提出するか、学務課に直接郵送により提出する。また、11月からは電子申請システムによる申請の受付を開始している。	目につきやすいタイトルや平易な文面を使用している。家族数に応じた基準額の目安を公開している。各費目の援助額や年間総援助額を記載している。就学援助制度のお知らせを7ヶ国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語)に翻訳し、HP上にて公開している。	
大阪府	岸和田市			○						お知らせに下記の記載をしている ・援助対象となる所得基準 ・各費目の援助額や年間総援助額	
大阪府	豊中市		○								
大阪府	池田市	○								外国人の方に対し、就学援助制度の案内(英語版)を作成している。	
大阪府	吹田市		○							受給可否にかかわらず全世帯に申請書を配布している。令和2年度からは、申請書をダウンロードできるようにHPに掲載することで、保護者が市役所へ来庁せずに申請できるようになった。	
大阪府	泉大津市		○							転入者や、世帯変更等があり指導課窓口に来られた人で就学援助金の申請をしていない人に対し、就学援助制度の説明をしている。	
大阪府	高槻市		○					○	申請について、申請者が学校長に委任した場合については、申請者に代わり学校長が教育委員会に申請書を提出	制度周知のチラシは緑色の紙を使用、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額の記載、転入者には就学援助制度を説明するよう学校に依頼、就学通知書の送付時に入学前支給の申請案内を同封。	
大阪府	貝塚市			○							
大阪府	守口市			○							
大阪府	枚方市							○	希望者が学校、教育委員会、市役所、支所のいずれかに提出(申請者のみ提出)	すべての児童生徒の保護者に毎年度就学援助費受給申請書を配付している。市広報やHPも活用し、周知している。	
大阪府	茨木市	○								目につきやすいタイトルや平易な文面の使用、援助対象となる年間所得基準額を記載、各費目の援助額の記載、間違いの多い内容についての注意事項を記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している	
大阪府	八尾市			○						援助対象となる年間所得の目安額を記載、各費目の援助額の記載、外国語の制度説明書類・申請書の作成、全保護者へ配布する制度案内の色紙への印刷	
大阪府	泉佐野市		○							目につきやすいように案内用紙は色紙を使用。援助対象となる年間所得お目安等を記載。各費目の援助額を記載。	
大阪府	富田林市			○				○	富田林市役所金剛連絡所においても申請手続き可能	目につきやすいタイトル、援助対象となる年間所得の目安額などを記載	
大阪府	寝屋川市		○					○	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、希望者が教育委員会に郵送又は電子により申請することも可能	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・各費目の援助額や年間総援助額を記載	
大阪府	河内長野市			○				○	当初申請については、非課税及び均等割りのみ課税世帯は教育委員会でも受付。 上記以外及び随時申請については在籍学校に提出。		
大阪府	松原市			○							
大阪府	大東市			○						各学校から全児童、生徒を経由して保護者に案内文を配布。受付期間終了前に再度就学援助を促すお知らせを配布している。	
大阪府	和泉市			○						転入者について、ひとり親等の認定条件に当てはまる可能性の大きい方については就学援助制度の説明を行っている。	
大阪府	箕面市			○				○	申請の意思確認のため、希望しないかたは申請しない旨を回答したアンケートを学校に提出。	平易な文面やイラストを使用した募集パンフレットを配付。	
大阪府	柏原市			○						就学援助制度のお知らせを色紙(黄色)を使用して他の書類と区別している。	
大阪府	羽曳野市			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額や年間総額の記載をしている。	
大阪府	門真市			○						援助対象となる年間所得の基準額を記載。各費目の援助額の記載。中国語のパンフレットを作成。	
大阪府	摂津市		○								
大阪府	高石市		○								
大阪府	藤井寺市			○						イラスト・平易な文面を用い、手に取ってもらいやすく読みやすいお知らせ文書の作成を意識している。	
大阪府	東大阪市			○						4月当初に全児童生徒にお知らせと申請書を配布、就学援助はお済みですかのチラシを作成(学校が適宜配布)、8ヶ国の外国語訳を作成。	
大阪府	泉南市			○							

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)			
大阪府	四條畷市			○						毎年度、入学説明会時に就学援助制度について周知のチラシを配布するとともに制度の説明をしている。 申請書や就学援助制度の案内にはルビを振っている 当初申請期間中はマチコミメールで締切日等を周知している	
大阪府	交野市	○	○	○						従来お知らせでは詳細まで記載していたため、文字数が多くなりかえって読みにくい、理解しにくいものになっていた。そのため文字数を減らし、概要のみを掲載する形に変更した。詳細についてはお知らせのQRコードのリンク先からHPで確認できるよう対応している。	
大阪府	大阪狭山市			○						学校から在籍者全員に案内を配付、転入者には窓口で案内、離婚に伴う収入減が見込まれる場合に案内、生活保護の停止者には窓口で案内	
大阪府	阪南市			○						転入された方、世帯変更された方について、就学援助を説明している。	
大阪府	島本町		○							学校を通じて、全児童及び生徒に案内を配布している。	
大阪府	豊能町	○								援助対象となる年間所得の目安記載、各費目の援助額記載	
大阪府	能勢町			○						案内文を色紙で作成し、目につきやすい体裁にしている。	
大阪府	忠岡町		○								
大阪府	熊取町			○						学校によっては、家庭訪問時に先生が説明をしながら案内を配布している。 該当しそうな家庭には、学校から個別に声かけをし、申請書の提出を促している。	
大阪府	田尻町			○							
大阪府	岬町	○									
大阪府	太子町		○								
大阪府	河南町			○						制度の案内を町立小・中学校の全児童生徒に配布。	
大阪府	千早赤阪村			○							

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																								
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																								
		<中学校>																								
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(6) エの内容			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)		ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(6)					
43	43	40	1	2	0	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	32	0	1	1	1	0	0		
大阪府	大阪市	○					○											○								
大阪府	堺市	○					○											○								
大阪府	岸和田市	○					○											○								
大阪府	豊中市	○					○									○										
大阪府	池田市	○					○											○								
大阪府	吹田市	○					○											○								
大阪府	泉大津市	○					○											○								
大阪府	高槻市	○					○											○								
大阪府	貝塚市	○					○									○										
大阪府	守口市	○					○											○								
大阪府	枚方市	○					○											○								
大阪府	茨木市	○					○											○								
大阪府	八尾市	○					○									○										
大阪府	泉佐野市	○					○											○								
大阪府	富田林市	○					○											○								
大阪府	寝屋川市	○					○											○								
大阪府	河内長野市	○					○											○								
大阪府	松原市			○															○							
大阪府	大東市	○					○											○								
大阪府	和泉市	○					○									○										
大阪府	箕面市	○					○											○								
大阪府	柏原市	○					○											○								
大阪府	羽曳野市			○															○	○						
大阪府	門真市		○						○																	
大阪府	摂津市	○					○									○										
大阪府	高石市	○					○										○									
大阪府	藤井寺市	○					○											○								
大阪府	東大阪市	○					○											○								
大阪府	泉南市	○					○											○								

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																					
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																					
		＜中学校＞																					
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	
大阪府	四條畷市	○					○										○						
大阪府	交野市	○					○											○					
大阪府	大阪狭山市	○					○											○					
大阪府	阪南市	○					○											○					
大阪府	島本町	○					○											○					
大阪府	豊能町	○					○											○					
大阪府	能勢町	○					○											○					
大阪府	忠岡町	○					○											○					
大阪府	熊取町	○					○									○							
大阪府	田尻町	○					○									○							
大阪府	岬町	○					○									○							
大阪府	太子町	○					○										○						
大阪府	河南町	○					○										○						
大阪府	千早赤阪村	○					○										○						

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)	係数(倍率)	係数(倍率)				
																												倍	倍		
43	43	16	7	14	0	6	9	26	14	13	15	13	17	7	2	13	13	5	4	7	8	8	22	4	0	19	34	0	19	6	
大阪府	大阪市	○						○	○		○	○	○	○		○	○			○	○				○		1		火災、風水害、震災、その他の災害にあった者		
大阪府	堺市	○						○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○			○		1		特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。 (本年度失業等により所得額の減少、医療費の支払いが高額など)	具体的な要件:合計所得額	
大阪府	岸和田市					○	令和3年度は対応なし 令和3年1月以降に所得が減少した時点からの連続した3カ月分の給与明細書などで年間見込所得を算出し、認定基準額以下であれば認定	○															○			○	1.1		保護者の死亡、失業、離婚、長期入院等の特別な事情があれば所得超過でも再判定する		
大阪府	豊中市		○					○															○				1.2		学校長が、特に援助が必要と認め、所得が生活保護基準の1.3倍以内の者。 保護者の死亡、疾病、離婚、失業廃業。		
大阪府	池田市		○					○	○	○	○	○	○			○	○		○						○						
大阪府	吹田市		○																				○				1.2				
大阪府	泉大津市		○				新型コロナウイルス感染症および感染拡大防止要請の影響により、主たる生計維持者が自己都合によらない失業により収入が減少した世帯(C基準)を今年度限り支給対象とする。令和2年度も実施。	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			○		1.1		就学援助金の受給要件に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小中学校への児童生徒の就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特例措置として認定する。		
大阪府	高槻市	○																					○			○	1.2		通常は、前年の所得金額により審査しているが、見直しに伴い、他制度への影響が及ばないようにする対応方針が示されたため、平成26年度から据え置き。	基準根拠は、国から生活保護基準の見直しに伴い、他制度への影響が及ばないようにする対応方針が示されたため、平成26年度から据え置き。	
大阪府	貝塚市					○	特になし	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.2				
大阪府	守口市			○				○																		○			添付資料 守口市就学援助費支給要綱 第4条に記載		
大阪府	枚方市		○					○																		○			前年の大阪府消費者物価指数に前年度の認定基準額を乗じたものを認定基準額としている。		
大阪府	茨木市	○																					○				1.15		借家世帯・・・約323万円 持家世帯・・・約305万円 ※父子2人の4人世帯		
大阪府	八尾市	○						○															○			○	1.1		火災等の罹災世帯	(課税所得等の分類)合計所得金額(基準額の算出方法等)平成24年4月の基準額×3ヶ月+平成25年4月×9ヶ月の計算で第1額と第2額を計算し、これに住宅費を合算したものに1.1を乗じて基準額を算出している。	
大阪府	泉佐野市			○																			○				1.5				
大阪府	富田林市			○																			○				1.3				
大阪府	寝屋川市					○	否認定の場合は、申立書の提出により再審査を行う。	○															○				1.17				
大阪府	河内長野市			○			統一基準等は設けておらず、世帯の所得の状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断しており、従前から家計急変世帯に対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					統一基準は設けられておらず、世帯の所得状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断。	
大阪府	松原市	○						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				1.1				
大阪府	大東市	○						○					○										○				1.2				
大阪府	和泉市					○	「申請日において失業中であり公共職業安定所に求職申込をしている者」を準要保護者として認めている。	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○		○		1.1		障害年金・遺族年金の受給者 ・地震等で住居が罹災し、家計が悪化したと認められる者 ・失業などの理由で、令和3年に入って家計が急変した者	(4)補足:学校給食費の支給については、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)の1.0倍以下	
大阪府	箕面市		○										○											○			1.2				
大阪府	柏原市	○																					○				1.1				
大阪府	羽曳野市			○				○	○	○	○		○			○	○						○				1.05				
大阪府	門真市	○						○																	○				令和2年中の世帯(住民登録上)全員の所得の合計額が認定基準額以下の世帯。ただし給与所得もしくは公的年金等所得がある者については、総所得金額から最大10万円を引いた額により審査する。(例. 4人世帯:2,791,600円)		
大阪府	摂津市	○																									1				
大阪府	高石市			○																		○		○			1.15				
大阪府	藤井寺市	○						○																	○				4・5月中の申請者の場合、令和2年度又は令和3年度いずれかの市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額(61万円+(16歳未満の扶養親族数×33万円))以下の方。 6月以降の申請者の場合、令和3年度の市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額(61万円+(16歳未満の扶養親族数×33万円))以下の方。 給与所得者と生活保護受給者の生活費充当額の対比により認定基準額を設定している		
大阪府	東大阪市	○																							○						
大阪府	泉南市			○																			○				1.1				

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場 合、生活保護最 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛け る係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項							
																							係数(倍率)	係数(倍率)									
						ア. 従前より家計急 変世帯の認定を行っ ており、その際と同 様の基準 により認定	イ. 新型コロナウ イルス感染症の影 響を踏まえて、新 たに認定基準を 整備し、その基 準により認定		ウ. 相談があ った場合、事例 に応じて個別に 対応	エ. 新たに 認定基準 を整備す ることを検 討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活 保護法に 基づく保 護の停止 または廃 止	イ. 市区 町村民税 の非課税	ウ. 市区 町村民税 の減免	エ. 国民 年金保険 料の免除	オ. 国民 健康保険 法の減免 または徴 収の猶予	カ. 児童 扶養手当 の支給	キ. 保護 者が職業 安定所登 録日雇労 働者	ク. P・T・ A会費、 学級費等 の学校納 付金の減 免が行な われている 者	ケ. 個人 の事業税 の減免	コ. 固定 資産税の 減免	サ. 学校納 付金の納 付状態の 悪い者、 昼食、被 服等が 悪い者ま たは学 用品等に 不自由し ている者 等で保護 者の生活 状態がき わめて悪 いと認め られるも の	シ. 経済 的理由に よる欠席 日数が多 い者	ス. 保護者 の職業が 不安定で 、生活状 態が悪い と認めら れる者			セ. 生活福 祉資金に よる貸付 け	ソ. 生活保 護の基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(生活保 護の基準 額が変わ ると自動 的に要件 が変わる もの) (例:生活 保護の1.3 倍、1.5倍 等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	タ. 生活保 護の基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(生活保 護の基準 額を参照 して額を 定めてい るもの) (例:生活 保護の1.3 倍の額(394 万円)、1.5 倍(455万 円)等) →係数(倍 率)を(4) に記入。	チ. 特別支 援教育就 学奨励費 の需要額 測定に用 いる保護 基準額。又 は同基準 額に一定 の係数を 掛けたも の →係数(倍 率)を(4) に記入。	ツ. 市区町 村民税(所 得割又は 均等割) 課税最低 限度額に 一定の係 数を掛け たものの (例:課税 最低限度 額の1.0倍 、1.5倍等) →係数(倍 率)および 目安額を (5)に記入	テ. その他 →(6)	倍
大阪府	四條畷市			○																							○			前年度所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。「世帯所得額」は4人世帯で、2,834千円(家族1人につき309千円を加減算)、「加算額」は小学生1人につき120千円、中学生1人につき160千円を加算。なお、所得額は改正前税法による所得で算定			
大阪府	交野市	○								○																				1			
大阪府	大阪狭山市			○						○	○																○			1.3	教育委員会が特別の理由があると認める世帯		
大阪府	阪南市	○																													1.1		
大阪府	島本町	○																													1.3		
大阪府	豊能町					○	家計急変世帯の認定は実施していない			○	○	○	○	○	○	○		○	○						○			○		1.3	その他、教育委員会が特別の事由があると認める者		
大阪府	能勢町			○						○	○	○	○	○	○				○									○				例外的なとり扱いとして規定条件に準ずる扱いを必要とするとき。 Ex.別居状態にあって協議離婚手続き時における調停手続き中であるなど、所得証明における状況と現状に明らかな乖離があるとき。	
大阪府	忠岡町		○																											1.2			
大阪府	熊取町			○																							○			1.1			
大阪府	田尻町	○								○	○	○	○	○	○				○	○						○				1			
大阪府	岬町			○																										1			
大阪府	太子町			○						○	○		○		○				○								○				1.25		
大阪府	河南町			○						○	○	○	○	○	○			○	○												1.29		
大阪府	千早赤阪村					○	特になし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1.25		

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
43	43	7	23	23	23	4	1	2	0	0	43	
大阪府	大阪市	○				○					25%未満	
											20%未満	
大阪府	堺市	○				○					30%未満	
大阪府	岸和田市	○						○			20%未満	
大阪府	豊中市		○	平成25		4					10%未満	
大阪府	池田市										15%未満	
大阪府	吹田市		○	平成25		3					20%未満	
大阪府	泉大津市		○	平成25		8					15%未満	
大阪府	高槻市		○	平成26		1					20%未満	
大阪府	貝塚市		○	平成31		4					30%未満	
大阪府	守口市										25%未満	
大阪府	枚方市										15%未満	
大阪府	茨木市		○	平成25		3					25%未満	
			○	平成25		4					25%未満	
大阪府	八尾市		○	平成30		4					25%未満	
大阪府	泉佐野市		○	平成26		4					25%未満	
大阪府	富田林市		○	平成25		8					15%未満	
大阪府	寝屋川市										25%未満	
大阪府	河内長野市										25%未満	
大阪府	松原市		○	令和2		4					25%未満	
大阪府	大東市		○	平成25		4					15%未満	
大阪府	和泉市		○								15%未満	
大阪府	箕面市	○					○				15%未満	
大阪府	柏原市		○	平成30		9					20%未満	
大阪府	羽曳野市		○	平成24		12					35%未満	
大阪府	門真市										25%未満	
大阪府	摂津市		○	平成25		4					20%未満	
大阪府	高石市		○			12					20%未満	
											25%未満	
大阪府	藤井寺市										30%未満	
大阪府	東大阪市											
大阪府	泉南市		○	平成25		4						

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																									
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費					補足事項									
費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給		上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他			
大阪府	四條畷市	○							○	11,630	○									○	51,060										○					○		22,690	5,171				
大阪府	交野市	○							○	11,630	○									○	51,060	○	○		32,900							○	○		13,917								校外活動費(宿泊を伴うもの)については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度は実施せず。令和元年度実績より記入。医療費は医療券交付により対応。
大阪府	大阪狭山市	○							○	15,220	○	○								○	51,060										○				○		21,890	14,281				①学用品費 記載している単価は小学第2学年から小学第6学年対象の単価を記載している。 ②校外活動費(泊を伴うもの)については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い市として中止の判断をしている。 ③オンライン学習通信費については、令和3年度より新設費目として計上しており、その単価を記載している。 ④学校給食費については、臨時休業対応につき9月から就学援助として支給している。記載している数値は最も月額が高い高学年を記載。支給割合としては、小学校全体の40.6%。	
大阪府	阪南市	○							○	11,630	○									○	51,060										○				○		22,690	6,707				支給平均額について、R2年度の実績により記入している。修学旅行費について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、修学旅行がキャンセルとなり、修学旅行とみなす校外活動費を修学旅行費の費目としている為、例年と違い、平均支給金額が低くなっている。	
大阪府	島本町	○							○	11,630	○									○	51,060										○	○		14,572									
大阪府	豊能町	○							○	11,630(1年)、13,900(2～6年)	○	○								○	51,060										○	○		25,456							学用品と通学用品は合算:11,630(1年)、13,900(2～6年)		
大阪府	熊勢町	○							○	11,630	○									○	51,060										○	○		25,000							令和3年度は全児童に給食費補助を実施しているため、就学援助費において制度はあるものの実施していない。		
大阪府	泉岡町	○							○	11,630	○									○	51,060										○	○		5,152							給食費:1年(41,300円)、2年(42,900円)、3.4年(44,000円)、5.6年(45,100円)		
大阪府	熊取町	○							○	11,630	○									○	51,060										○	○		15,111									
大阪府	田尻町	○							○	11,630	○									○	51,060	○					○	40,020		0			○	○			○		22,690	14,529			通学用品費は、1年生を除く。通学費は、対象者が居ないため実績なし。校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、費用の掛からない活動としたため実績 オンライン学習費については、令和3年度に新設したため、実績がない。
大阪府	岬町	○							○	11,630	○									○	51,060										○				○		22,690	19,025			学校給食費については、令和3年度は新型コロナの影響で給食費を無償化したため、実績なし。		
大阪府	太子町	○							○	11,630	○									○	51,060		○	○		0						○				○		25,000	13,768			通学費:対象者がいなかったため。	
大阪府	河南町	○							○	11,630	○									○	51,060										○				○		22,690	14,419			校外活動費(宿泊を伴わないもの)については実績なし。		
大阪府	千早赤阪村	○							○	11,630	○									○	51,060	○					○	40,020		0			○			○		22,690	16,078			学校給食費:就学援助として支給実績なし	

[illegible]

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
43	43	2
大阪府	大阪市	学校に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示。児童・生徒が使用する「名札」や「副読本及び実験実習材料費等の一部」を公費化。
大阪府	堺市	生活保護基準の見直しを就学援助制度の認定基準に反映させているが、基準額は減少しないように維持している。
大阪府	岸和田市	
大阪府	豊中市	
大阪府	池田市	
大阪府	吹田市	
大阪府	泉大津市	
大阪府	高槻市	
大阪府	貝塚市	
大阪府	守口市	
大阪府	枚方市	
大阪府	茨木市	
大阪府	八尾市	
大阪府	泉佐野市	
大阪府	富田林市	
大阪府	寝屋川市	
大阪府	河内長野市	
大阪府	松原市	
大阪府	大東市	
大阪府	和泉市	
大阪府	箕面市	
大阪府	柏原市	
大阪府	羽曳野市	
大阪府	門真市	
大阪府	摂津市	
大阪府	高石市	
大阪府	藤井寺市	
大阪府	東大阪市	
大阪府	泉南市	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
大阪府	四條畷市	
大阪府	交野市	
大阪府	大阪狭山市	
大阪府	阪南市	
大阪府	島本町	
大阪府	豊能町	
大阪府	能勢町	
大阪府	忠回町	
大阪府	熊取町	
大阪府	田尻町	
大阪府	岬町	
大阪府	太子町	
大阪府	河南町	
大阪府	千早赤阪村	